

申告書と計算明細書は、国税庁ホームページで作成できます！

作成コーナー

検索

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除用の記載例

(この記載例は、給与所得について年末調整を受けた方が、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の申告書の書き方の例です。他に申告する所得のある方や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除以外の各種控除額が年末調整を受けたものと異なる方は、『確定申告の手引き 確定申告書A用』又は『確定申告の手引き 確定申告書B用』を参照してください。住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、国税庁ホームページをご確認ください。)
※ この記載例では、『平成30年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』を『計算明細書』と表記しています。

【設例】

○ 青色の番号を付した金額などを申告書と同じ番号を付した欄に転記します。

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

| | | | |
|----------|-------------|------------|-----------|
| 支払元(勤務先) | 〇〇市△△町X-X-X | 従業員番号 | 123456789 |
| 支払先(個人) | 〇〇市△△町X-X-X | 氏名 | 国税太郎 |
| 給与・賞与 | 6,800,000 | 賞与 | 4,920,000 |
| 控除対象所得 | 2,508,484 | 源泉徴収額 | 146,600 |
| 社会保険料等 | 1,053,484 | 住宅借入金等特別控除 | 40,000 |
| 所得金額 | 4,920,000 | 復興特別所得税 | 915 |
| 所得金額 | 4,920,000 | 復興特別所得税 | 915 |
| 所得金額 | 4,920,000 | 復興特別所得税 | 915 |

○ 「給与所得の源泉徴収票」は、原本を添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出しなければなりません。

平成30年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4021

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。

1 住所及び氏名

住所 〇〇市△△町X-X-X
氏名 国税太郎

2 新築又は購入した家屋等に関する事項

新築又は購入した家屋等に関する事項
取得対価 15,000,000
増改築等をした部分に係る事項
増改築等の費用 1,000,000

3 増改築等をした部分に係る事項

増改築等をした部分に係る事項
増改築等の費用 1,000,000

4 特定取得に係る事項

特定取得に係る事項
取得対価 1,000,000

5 家屋や土地等の取得対価の額

家屋や土地等の取得対価の額
家屋のみ 15,000,000
土地等のみ 1,000,000
合計 16,000,000

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
住宅のみ 1,000,000
土地等のみ 1,000,000
合計 2,000,000

7 特定増改築等に係る事項

特定増改築等に係る事項
増改築等の費用 1,000,000

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 40,000

○ 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用を受けた場合には、『(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額の計算明細書』を併せて使用します。
また、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、『(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて使用します。
※ 重複適用を受けられる方は、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」、震災特例法の重複適用の特例を受けられる方は、「東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。『計算明細書』への記入は不要です。

平成30年分の確定申告書A FA0114

住所 〇〇市△△町X-X-X
氏名 国税太郎

1 収入金額等
給与 6,800,000

2 所得金額
給与 4,920,000

3 所得から差し引かれる金額
社会保険料控除 1,053,484
基礎控除 2,508,484

4 復興特別所得税額の記入をお忘れなく

課税される所得金額 2,411,000
上の④に対する税額 143,600
配当控除 1,000,000
復興特別所得税額 915
所得税及び復興特別所得税の合計 146,600

○ 還付される税金の受取に当たって、振込みを希望する場合は次により記入します。
● 銀行等の場合は、銀行等の名称、預金種類(該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に○印を付けます。)及び口座番号を記入します。
● ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。
【他の金融機関との振込用の店名(店番)、「口座番号」は記入しないでください。また、記号部分と番号部分の間に「1」桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。
※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名(店番)のみの口座をご利用ください。
預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合や、名義が旧姓のままである場合には、振込みできないことがあります。
※ インターネットバンキングは、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問合せください。
※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合は、受取を希望する郵便局名等を記入してください。

○ 「同一生計配偶者」欄には、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超えていることにより、配偶者控除の対象とならない同一生計配偶者がいる場合に、その配偶者の氏名・生年月日・別居の場合の住所・マイナンバー(個人番号)を記入します。
○ 「16歳未満の扶養親族」欄には、扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名・続柄・生年月日・別居の場合の住所・マイナンバー(個人番号)を記入します。
○ 「別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所」欄には、控除対象配偶者・控除対象扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。
なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合に、その別居している方の申告書第二表の②-④欄の記入を省略するときは、マイナンバー(個人番号)も記入します。
○ 「配当に関する住民税の特例」欄には、「配当所得の金額(申告書第一表の③)」と「確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等」の合計金額を記入します。
○ 「非居住者の特例」欄には、本年中の非居住者(国内に住所を有しない方をいいます。)であった期間内に生じた国内源泉所得の金額のうち所得税及び復興特別所得税で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額は、『計算明細書』の二面の該当する算式のうちいずれか一の算式により計算します。

平成30年分 所得税の税額表 [求める税額=①×②-③]

| 課税される所得金額 | 所得税の税率 | 控除額 |
|-----------------------------|------------|------------|
| 1,000円から 1,949,000円まで | 0.05 (5%) | 0円 |
| 1,950,000円から 3,299,000円まで | 0.1 (10%) | 97,500円 |
| 3,300,000円から 6,949,000円まで | 0.2 (20%) | 427,500円 |
| 6,950,000円から 8,999,000円まで | 0.23 (23%) | 636,000円 |
| 9,000,000円から 17,999,000円まで | 0.33 (33%) | 1,536,000円 |
| 18,000,000円から 39,999,000円まで | 0.4 (40%) | 2,796,000円 |
| 40,000,000円以上 | 0.45 (45%) | 4,796,000円 |

《計算例》 「課税される所得金額」が2,411,000円の場合の税額
2,411,000円×0.1-97,500円=143,600円

○ ③欄には、「④の金額(基準所得税額)×2.1%」の金額を記入します。
《計算例》 ④の金額が43,600円の場合の復興特別所得税額
43,600円×0.021=915円
(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)

平成30年分の確定申告書A FA0068

住所 〇〇市△△町X-X-X
氏名 国税太郎

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額)

| 所得の種類 | 収入金額 | 源泉徴収額 |
|-------|------------|---------|
| 給与 | 6,800,000 | 146,600 |
| 給与 | 4,920,000 | 146,600 |
| 合計 | 11,720,000 | 293,200 |

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額)

| 所得の種類 | 収入金額 | 必要経費等 |
|-------|------------|---------|
| 給与 | 6,800,000 | 146,600 |
| 給与 | 4,920,000 | 146,600 |
| 合計 | 11,720,000 | 293,200 |

住民税に関する事項

氏名 国税太郎
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
住所 〇〇市△△町X-X-X

○ 居住開始年月日の頭部に、『計算明細書』の二面で「2」を選択した方は「特」を、「3」又は「4」を選択した方は「特」を、「5」を選択した方は「特」を、「6」を選択した方は「特」を、「7」を選択した方は「特」を、「8」を選択した方は「特」を付けて記入します。
また、住宅の取得等が特定取得に該当する場合は、居住開始年月日の末尾に「(特定)」と記入します。

インターネットで住宅ローン控除の申告ができます

用意した書類を見ながら画面の案内どおりに入力するだけで、自動計算でアツという間に申告書が完成！

年末調整済みの給与所得者が、初めて住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）の申告をする場合の入力例

1 国税庁HPの確定申告書等作成コーナーにアクセスします

作成コーナー

国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成開始

保存データを利用して作成

初めての方はこちらから！

2 源泉徴収票の内容を入力します

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額 6,800,000 円

所得控除の額の合計額 2,508,484 円

源泉徴収税額 146,600 円

給与・賞与 6,800,000

源泉徴収税額 146,600

3 売買契約書や登記事項証明書の内容を入力します

不動産売買契約書

建物代金 15,000,000 円

土地代金 20,000,000 円

売買代金総額 35,000,000 円

床面積 98.53 ㎡

土地面積 78.24 ㎡

4 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の内容を入力します

年末残高証明書の入力

「入力終了」ボタンをクリックすると入力内容を途中で確認することができます。

①住宅借入金等の内訳

②年末残高 34,000,000 円

③当初金額 35,000,000 円

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅借入金等の内訳

住宅借入金等の金額

住宅借入金等の内訳

住宅借入金等の金額

5 氏名やマイナンバーを入力して申告書の完成です

確定申告書A

住所 ○○市△△町××××

氏名 国税 太郎

税額計算も自動で！間違いがありません♪

分からないところは電話で問合せできます！

6 申告書を提出します

e-Taxで送信

書面提出

申告書をデータで送信して申告は完了です。

e-Taxをご利用いただく場合は事前の準備が必要です。

詳しくは、確定申告書等作成コーナー内の案内をご覧ください。

※ 添付書類は郵送などで別途提出してください。

申告書にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。

- 本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード 例2：通知カード及び運転免許証 など
- e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

自宅のプリンタで申告書を印刷し、添付書類と一緒に郵送などで提出します。

プリンタが無い方でも、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。